

事 務 連 絡

令和2年7月20日

各都道府県 災害担当主管部（局） 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）付

避難所における感染症対策について（依頼）

今般の令和2年7月豪雨の災害において、避難所を開設した自治体におかれては、新型コロナウイルス感染症対策を含めた感染症対策にご尽力いただき、ありがとうございます。

これまで、避難勧告・避難指示等が発令され避難所を開設した自治体からは、避難所における感染症対策について随時にご報告いただけてきましたが、これまでにいただいたご報告から主な取組事例について添付のとおり取りまとめました。

各自治体におかれては、今後の取組の参考としてご活用いただき、引き続き感染症対策の徹底に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（添付）

「令和2年7月豪雨の避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組例」

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
担当：赤司、長谷川、秋吉
TEL：03-3501-5191

令和2年7月豪雨の避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組例

1. 避難者の健康管理

- 受付時にチェックリストによる問診、検温を実施
- 1時間ごとに巡回、声掛けを実施し、健康状態を把握
- 受付時の聞き取り、毎朝の健康状態確認、検温の実施
- 非接触型体温計で検温、アルコール消毒の実施
- 受付時の問診の結果に応じて専用スペースを割当て
- 一般の避難者スペースでは、パーティションによる区画ごとに番号管理
- 各避難所に保健師やDMATが巡回
- 看護師や医療スタッフが常駐し、健康チェックを実施

2. 避難所の衛生管理

- マスク、消毒液のほか、ゴミ袋、手袋、タオル、フェイスシールドを用意
- 避難者配付用のマスク、ウェットティッシュのほか、施設内の定期的な消毒用除菌シートを準備
- テーブルやドアノブ、トイレ、階段手すり等の消毒
- 清掃時に、次亜塩素酸で消毒

3. 避難者スペースの十分な確保

- パーティションやテープ等を利用して区画を示し、避難者のスペースを確保
- 家族間の間は2m離すよう世帯ごとのスペースを配置
- 世帯ごとにテントを設置

4. 発熱者等への対応

- 専用スペースの確保のほか、専用トイレ、動線も確保
- 発熱者や基礎疾患を持つ避難者には、避難所に隣接する別施設を準備
- 症状をみて、避難所ではなく病院へ緊急搬送
- 発熱者は別室に隔離。その後、保健所に相談したり、救急の場合は病院へ搬送
- 発熱者等専用の避難所を確保し、保健師を配置

5. ホテル・旅館等の活用

- 県主導で、避難所に避難した要配慮者にホテル・旅館の希望を聴取し、県の宿泊団体と調整して県内全域の受入可能なホテル・旅館を紹介
- 隣接県のホテル・旅館を活用

6. その他、県や市町村同士による調整

- 発災後、県内の全ての避難所において、新型コロナウイルス感染防止対策についてチェックリストを用いて一斉確認。
- 避難所ごとの状況を把握するため、県が避難所カルテ（統一フォーマット）を作成。避難所外避難者数（車中泊、自宅、親戚等宅ごとの人数）や、高齢者・発熱者等の人数などの記載欄も設定。
- 隣接市町村の施設を福祉避難所として活用。